

事 務 連 絡
令和2年4月7日

(公社) 全日本不動産協会 福岡県本部 御中

福岡市住宅都市局住宅部
住宅計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より住宅行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、福岡市においても人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休止等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じていることから、国土交通省が令和2年4月2日付けで、「(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会」、「(公社) 全日本不動産協会」などの賃貸住宅関係団体に対して、民間賃貸住宅の居住者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応の依頼がなされたところです。

つきましては、貴団体の所属会員の皆様に、福岡市内の居住者から相談を受けた場合には、福岡市の「住居確保給付金」の窓口や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考1）」を相談者にご紹介いただきますよう、周知をお願いいたします。

○福岡市の「住居確保給付金」相談窓口

【福岡市生活自立支援センター】 <http://jiritsu-support.fukuoka.jp/>

- ◆電話番号：0120-17-3456（フリーダイヤル）
（市外局番092以外の地域からおかけの際は 092-732-1188）
- ◆F A X：092-732-1190
- ◆開館時間：9：00～17：00（土・日・祝・年末年始は休館）
- ◆住 所：〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス7階

※現在、コロナウイルス感染症の影響で、相談窓口が混雑しておりますので、まずは、お電話によるご相談をお願いします。